

○岡山市就学援助規則

平成元年 5 月 1 日

市教育委員会規則第 11 号

改正 平成 10 年 3 月 17 日市教育委員会規則第 5 号

平成 12 年 3 月 15 日市教育委員会規則第 12 号

平成 17 年 4 月 26 日市教育委員会規則第 23 号

平成 18 年 3 月 24 日市教育委員会規則第 3 号

平成 18 年 12 月 26 日市教育委員会規則第 25 号

平成 20 年 4 月 22 日市教育委員会規則第 8 号

平成 23 年 3 月 22 日市教育委員会規則第 1 号

平成 30 年 2 月 15 日市教育委員会規則第 5 号

令和 2 年 7 月 29 日市教育委員会規則第 15 号

令和 3 年 11 月 12 日市教育委員会規則第 19 号

令和 6 年 3 月 19 日市教育委員会規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、経済的理由によつて就学困難な同法第 18 条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒（以下「児童生徒」という。）又は学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「法施行令」という。）第 5 条第 1 項に規定する就学予定者のうち翌年度の初めから小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に入学する予定の者（以下「新入学予定者」という。）の法第 16 条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行い、もつて義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小学校若しくは中学校に在学する児童生徒又はその新入学予定者のうち、本市に住所を有する者（岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）により法施行令第 9 条に規定する区域

外就学を承諾された者を含む。)の保護者であり、かつ、当該児童生徒又は新入学予定者を対象として本市以外の市町村から就学援助を受けていない者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、新入学予定者の保護者にあつては、第2号に該当するものに限る。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者
(就学援助の種類及び額)

第3条 就学援助は、次に掲げる事項について行う。ただし、保護者が生活保護法第13条の規定による教育扶助としてこれに相当する支給を受けた事項を除く。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 校外活動費

(4) 新入学児童生徒学用品費等

(5) 修学旅行費

(6) 通学費

(7) 医療費

(8) 学校給食費

(9) 新入学準備費

2 岡山市立小学校又は中学校以外の学校に在学する児童生徒の保護者に対する就学援助の種類は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第5号までに規定するものに限る。ただし、教育委員会が必要と認めるものについては、この限りでない。

3 新入学予定者の保護者に対する就学援助の種類は、第1項の規定にかかわらず、同項第9号に規定するものに限る。

4 就学援助の額は、教育委員会が別に定める。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、対象者である旨を所得状況等により明らかにして、所定の申請書により教育委員会に申請しなければならない。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の申請があつたときは、当該申請について審査のうえ就学援助の認定の可否を決定し、その結果を保護者に通知するものとする。

2 教育委員会は、保護者に対し、審査のために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

3 前項の書類提出に要する期間は、決定を保留できるものとする。ただし、決定は、当該年度を超えてはならない。

(支給)

第6条 就学援助は、認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）に対し金銭又は現物の給付をもって行う。ただし、金銭の給付に関しては、認定保護者から学校長に対し請求及び受領に関する委任があつたときは、学校長を通じて給付することができる。

2 教育委員会は、認定の理由となつた事項の変更が推測できるときには、就学援助の支給を保留することができる。ただし、支給の保留は当該年度を超えてはならない。

(届出等)

第7条 認定保護者は、世帯構成・世帯員の状況等、認定の理由となつた事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を学校長を通して、教育委員会に届け出なければならない。

2 認定保護者は、教育委員会が必要と認め、世帯の状況についての聴取、又は書類の提出を求められたときには、それに応じなければならない。

(認定の取消し等)

第8条 教育委員会は、認定保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、就学援助の認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段により就学援助を受けたことが判明したとき。

(2) 対象者に該当しなくなつたとき。

(3) 前条に規定する届出等が相当以上に遅れたとき。

(4) 前条第2項の求めに応じないとき。

(5) その他教育委員会が、就学援助の必要がなくなつたと認めるとき。

2 教育委員会は、前項各号により認定を取り消した当該認定保護者に対し、既に給付した援助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(建部町及び瀬戸町の編入に伴う経過措置)

2 旧建部町及び旧瀬戸町の区域内に所在する学校に在籍する児童及び生徒に係る就学援助については、建部町及び瀬戸町の編入の日から平成19年3月31日までの間にあつては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休業期間中の措置)

3 就学援助は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年4月21日から同年5月20日まで(土日祝日を除く。)の昼食費用について行う。

4 前項の規定による就学援助は、第3条第2項の規定にかかわらず、岡山市立小学校及び中学校以外の学校に在学する児童生徒の保護者に対しても行う。

附 則 (平成10年市教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年市教育委員会規則第12号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年市教育委員会規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年市教育委員会規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年市教育委員会規則第25号)

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則 (平成20年市教育委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年市教育委員会規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市教育委員会規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年市教育委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年市教育委員会規則第19号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市教育委員会規則第4号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。